

平塚市岡崎地区体育振興会規約

- 第一条 (名 称) 本会は平塚市岡崎地区体育振興会という。
- 第二条 (事務所) 本会の事務所は会長宅に置く。
- 第三条 (目 的) 本会は岡崎地区の体育振興、普及と体育の発展及び相互の親睦をはかり、健康で明朗な地区にする事を目的とする。
- 第四条 (組 織) 本会は岡崎地区の在住者によって組織する。
- 第五条 (事 業) 本会は次の事業を行う。
- (1) 地区内の体育振興及び推進
 - (2) 各種体育関係大会の開催と参加
 - (3) レクリエーション活動の普及と啓蒙
 - (4) その他目的達成に必要な事業
- 第六条 (役 員) 本会は次の役員を置く。
- (1) <役員>会長*1名、副会長*若干名、事務局長*1名、事務局*若干名、会計*2名、幹事*若干名、スポーツ推進委員*若干名、会計監査 2名、各自治会代表 若干名 (*印を本部役員という)
 - (2) <顧問>各自治会長、地区の体育関係役員、その他
- 第七条 (役員の仕事) 本会の役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。またスポーツ推進委員を推薦する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会務を代行する。
 - (3) 事務局は本会の事業の運営及び庶務にあたる。
 - (4) 会計は本会の経理を担当し、経理事務にあたる。
 - (5) 幹事は本会の企画に助言をなし運営に協力する。
 - (6) スポーツ推進委員は平塚市から委嘱を受け、事業の指導、助言にあたる。
 - (7) 会計監査は本会の経理を監査する。
 - (8) 自治会代表は本会の事業行事の運営に協力及び推進にあたる。
 - (9) 顧問は本会の運営についての指導、助言にあたる。
- 第八条 (役員の仕事) 本部役員の仕事は2年とし再任をさまたげない。ただし、欠員を生じた場合は役員会で推薦補充し、任期は前任者残任期間とする。
- 第九条 (本部役員の仕事) 本部役員は各自治会より1名以上推薦された役員で構成し、その中で役割を決定し、総会で承認を得る。
- 幹事及び事務局については、会長推薦により補充することが出来る。
- 第十条 (会 議) 本会の会議は次のとおりとし、会長が召集する。
- (1) 本部役員会議
 - (2) 代表者会議
 - (3) 総会、その他会長が必要と認める会議
- 第十一条 (経 費) 本会の経費は助成金、寄付金、その他をもってあてる。
- 第十二条 (会計年度) 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 補則 この規約は昭和62年4月13日から施行する。
- 補則 この規約は平成 8年4月13日から施行する。
- 補則 この規約は平成10年4月12日から施行する。
- 補則 この規約は平成13年4月 8日から施行する。
- 補則 この規約は平成18年4月 2日から施行する。